

ケース事例

ケース事例①

〔相談内容、背景など〕

- お母さんが、子どもを叩いてしまうことが嫌なのに、子どもをきちんと育てたいと思うあまり、子どもが悪ふざけや良くないことをしてしまうと、叩くことは良くないと思っていても、叩いてしまうという相談



〔ケースワーク（アドバイス、支援）内容〕

- 子どもに対して叩くという暴力があったので、お母さんの同意を得て一時的に子どもを保護して、お母さんの気持ちを傾聴し、話し合いを継続した。



〔その後〕

- 話し合いを続ける中で、お母さん自身が子ども時代に虐待されて育っていて、その怒りが子どもに向いていたことに気付いていく。
- また、子どもが叩くほどのことをしているわけではないことにも気づき、子どもに適切に関わる方法を身に付け、子どもを叩いてしまうことがなくなった。
- 「こども相談センターに出会えてなかったら、親子とも地獄でした」と語る。

ケース事例②

〔相談内容、背景など〕

- 不登校やひきこもりにより、友人はおらず、家族以外に人とのかかわりがなく、昼夜逆転の生活を送り、長く外出できていない状態だった子どもの将来を心配し、相談を申し込まれた。
- 家はやや不衛生な状態で、お母さんは教育関係に従事し、自身の子どもとの交流は少なかった。



〔ケースワーク（アドバイス、支援）内容〕

- 月に約1回のペースで家庭訪問を継続し、お母さんには叱咤激励よりも気持ちに寄り添うように、子どもには丁寧に関係づくりを行った。



〔その後〕

- 子どもは、当初は呼び掛けても寝たままであったが、次第にゲームの相手をしたり、話ができるようになり、最終的に進路を決めて志望校に合格し、通学もできるようになった。
- こども相談センターにも親子で来所され、明るい表情で現況を語れるようになった。

ケース事例③

〔相談内容、背景など〕

- 小学5年生の子どもが、お母さんの内縁の夫から身体的虐待を受けていて、小学校に助けを求め、児童相談所が職権による一時保護をしたケース



〔ケースワーク（アドバイス、支援）内容〕

- お母さんの同意のもと児童養護施設に入所することになり、お母さんとの関係を保ちながら、子どもは18歳まで施設で過ごす。
- 担当者が代わるものの、引き続き施設退所まで、継続的に関わる。

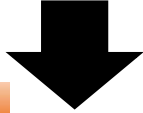


〔その後〕

- 小学校5年生だった子どもが20歳を過ぎてからこども相談センターを訪れ、もともとの担当者に当時のこと（「あの時一時保護されて僕は救われた」）、施設退所してからの生活の苦労や今は働いて頑張って一人暮らしをしていることを話してくれた。

ケース事例④

〔相談内容、背景など〕

- 小さい頃から発達の遅れで気になっていた子どもが、小学校に入学してから、集団に馴染めなかったり、授業内容に付いていけなかったり、友人関係でよくトラブルを起こし、注意や指導も聞き入れなかったので、困ったお母さんが学校の先生の勧めもあり、発達に関する相談を受けた。
- 

〔ケースワーク（アドバイス、支援）内容〕

- 心理検査を実施した結果、子どもに発達に関する特性や軽度の知的障がいが認められたので、特性や障がいに応じた具体的な関わり方をアドバイスをした。
- 

〔その後〕

- 今まで生活の中で感じていたことが、子どもの特性や障がいと分かったことで、親として納得がいき、子どもへの要求水準を下げることができた。
- 子どもとお母さんの双方の言動のすれ違いにも気付くことができて、子育ての困難さがだいぶ減り、子どもの問題にも冷静に対処できるようになり、「なんで？ どうして？」という迷路に迷い込むことがなくなった。

ケース事例⑤

〔相談内容、背景など〕

- 中学生の娘が「嘘ばかりつき、親のお金を盗って友達に買って渡している」というトラブルを学校から報告され、お父さんは頭が真っ白になり、非行相談としてこども相談センターに相談した。



〔ケースワーク（アドバイス、支援）内容〕

- 心理検査を実施したところ、発達に関する特性が認められた。
- 本人に合わない『しつけ』や叱り方を長年続けてきたことで親子関係が悪化していることを伝え、接し方を変えるために、月1回、父子で継続で相談を行った。



〔その後〕

- お父さんは「娘は、まだ嘘をつくし、時々親のお金を盗ることもあるものの、親子で本音のコミュニケーションが図れるようになったので、関係性が悪くならないようになった。問題があってもセンター職員に間に入ってもらいながら、娘と話し合いで解決できることが増えた」と話した。

よくある質問

4 か所目の児童相談所では何人位の職員が働くのですか

管轄区域を令和 2 年内に決める予定ですが、
仮に、東成区・生野区・城東区及び鶴見区を管轄区域とした場合、
1 2 1 名の職員体制を予定しています。

※ ただし、管轄区域を来年度決めますので、それに伴い変更する予定です。

内訳は、

- 児童相談部門 4 4 名程度
（児童福祉司、児童心理司等）
- 一時保護部門 4 4 名程度
（児童指導員、保育士、心理療法担当職員、看護師、栄養士、調理員等）
- 管理職や総務部門 1 4 名程度
（事務職、医師、保健師等）
- 非正規雇用職員 1 9 名程度
（会計年度任用職員）

開庁している時間はどのようになっていますか

- 相談部門の開庁時間帯は、
 - ・ 平日の午前 9 時から午後 5 時 3 0 分です。
 - ・ 土日祝日及び年末年始は閉庁します。
- ※ 時間外に相談に応じることもあります。

4 か所目の児童相談所への車の出入りは、ありますか

- 公用車、納品業者の車、事業ごみの収集車及び関係機関の車の出入りがあります。
- 敷地内には、公用車、関係機関、来庁者等の駐車場を確保し、指定場所に駐車するように徹底いたします。
- センターに来庁される方には、公共交通機関の利用をご案内します。

4 か所目の児童相談所には、どのような方が来られますか

- 相談をされる保護者や子ども等、児童福祉施設や学校等の関係機関の方々が来庁されます。
- 相談は基本的には予約制であり、区役所や学校に出向いて面接したり、家庭訪問したりすることも多いので、次から次に来庁されるということはありません。
平成31年4月～令和元年10月の実績では、来庁者数は、1日あたり50名程度でした。
- 子どもを一時保護された保護者の方が突然来庁された場合でも、職員が丁寧に対応し、センター内で話し合います。
近隣にご迷惑をおかけしないよう、万全の注意を払います。

一時保護所にどのような理由で入所していますか

- 平成30年度の子どもの入所理由は、養護相談による入所が79%、うち虐待が理由のものは48%です。
非行相談による入所が16%、不登校等が5%です。

子どもたちは一時保護所に、どれくらいの期間いるのですか

- 原則として2か月以内となっています。
- 平成30年度では、約43.2%の子どもが15日以内、約62.7%の子どもが30日以内に退所しています。なお、平均の保護日数は33.7日です。

一時保護所から子どもが外に出ることはありますか

- 一時保護所で保護中の子どもは、一人で外に出ることはありません。
通院などで外出が必要な場合は、必ず職員が付添います。

参考資料・データ

《政令指定都市の児童相談所設置状況》

都市名（人口：H31.4.1）		平成30年度 相談件数	平成31年4月1日現在		
			児童相談所数	一時保護所数	定員（内訳：人）
札幌市	1,966,416	7,477	1	1	50
横浜市	3,740,172	19,189	4	4	159（42,30,45,42）
川崎市	1,516,483	5,166	3	2	60（40,20）
名古屋市	2,320,361	7,319	3	3	75（25,25,25）
京都市	1,468,980	11,547	2	1	30
神戸市	1,527,407	8,547	1	1	50
福岡市	1,579,450	6,495	1	1	10
大阪市	2,725,006	16,814	2	2	100（70,30）

≪ 4 か所体制におけるこども相談センターの管轄 ≫

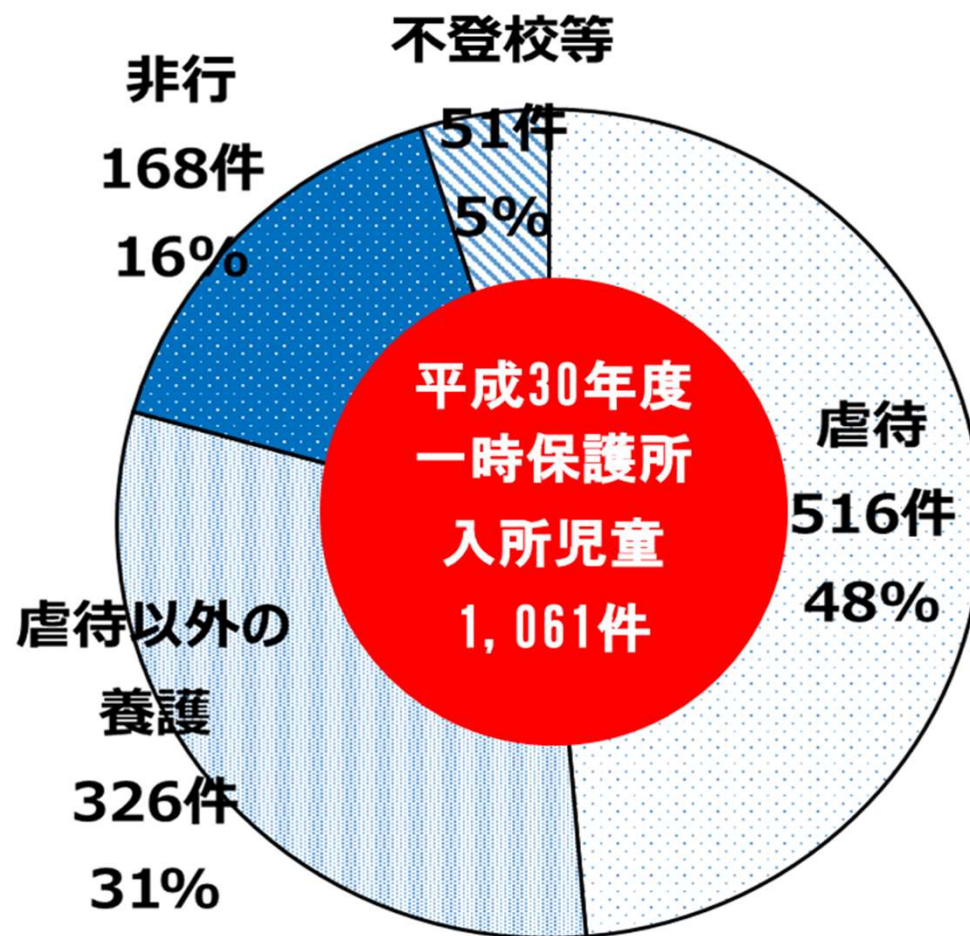
	面積 (km ²)	総人口 (人)	児童人口 (人) 18歳未満	児童人口 (%) /総人口	平成30年度 児童相談件数	平成30年度 虐待相談件数
大阪市こども相談センター：20区	184.91	2,144,669	271,359	12.7%	12,190	4,482
うち中央：9区	(87.91)	(792,761)	(94,568)	(11.9%)	(4,743)	(1,768)
うち北部：7区	(67.54)	(860,816)	(107,361)	(12.5%)	(4,610)	(1,692)
うち東部：4区	(29.46)	(491,092)	(69,430)	(14.1%)	(2,837)	(1,022)
大阪市南部こども相談センター：4区	40.41	582,256	83,541	14.3%	4,624	1,834
合計	225.32	2,726,925	354,900	13.0%	16,814	6,316

平成31年度3月1日の推計人口による

《 こども相談センター全体の相談の種類 》

相談の種類		相談の内容	H30年度件数	割合（％）
養護相談	○	保護者の死亡、離婚、入院などによる子ども等の養育に関する相談に応じています。	9,784	58.19%
		保護者が入院し、子どもの世話をする者がいない。		
		経済的に困っていて、子どもを育てることができない。		
		子どもにイライラして、ついつい手をあげてしまう。		
障がい相談	○	子どもの発達に関する悩み、障がいがある子どもに関する相談に応じています。	5,429	32.29%
		子どもの発達が遅れているかもしれないので、悩んでいる。		
		言葉が遅いみたいで心配だ。		
		身体に障がいのある子どもの（療育）訓練を受けるにはどうしたらいいの？		
非行相談	○	子どもの非行に関する相談に応じています。	441	2.62%
		夜遊びをしたり、よく外泊する。		
		万引きを繰り返している。		
		警察に補導された。		
育成相談	○	子どもの性格や行動に関する相談、ひきこもり・不登校に関する相談に応じています。	354	2.11%
		朝、お腹が痛くなり、学校を休んでしまうこのままでは心配		
		落ち着きがなく、じっとしてられない。		
		わがままや反抗的な態度に困っている。		
その他相談		上記以外の相談	806	4.79%
			16,814	100%

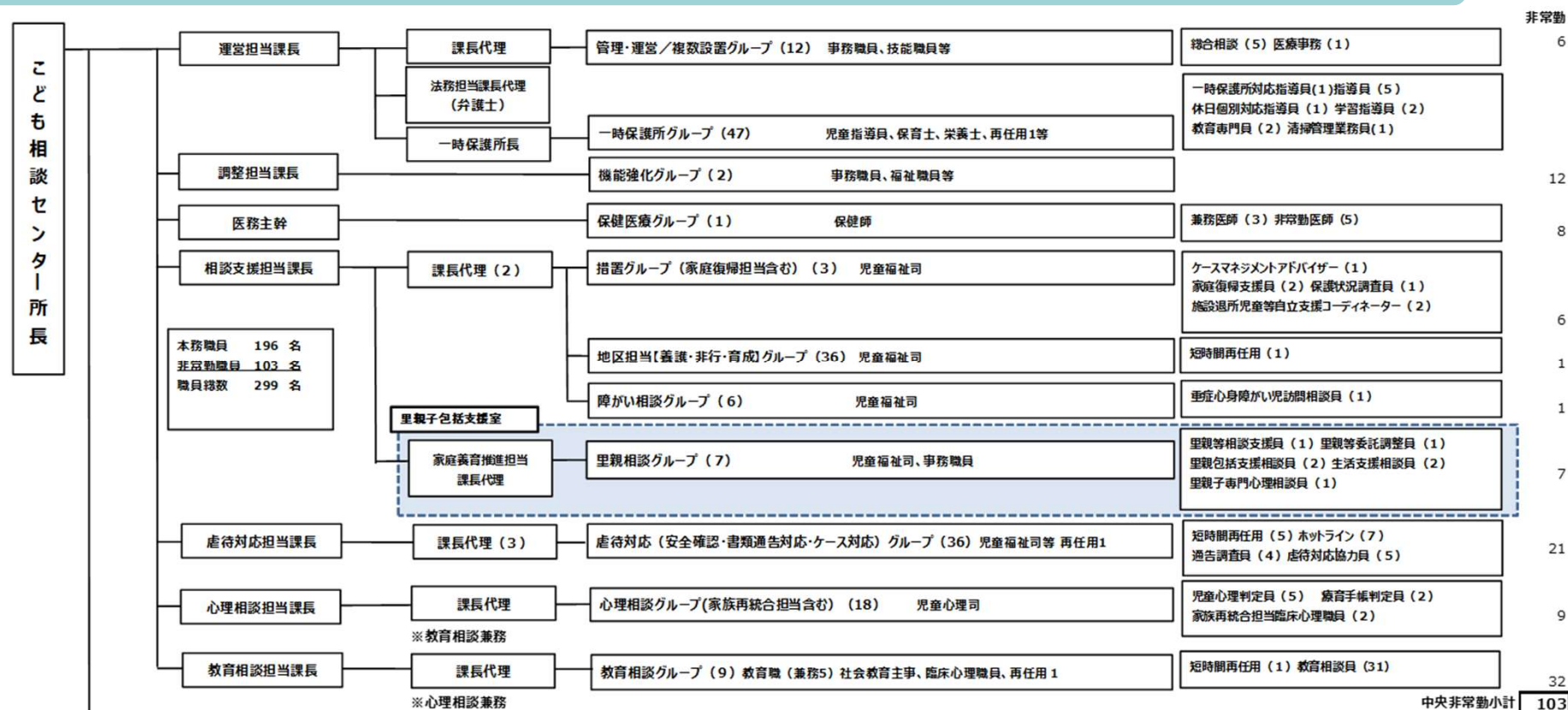
《 一時保護所の入所理由 》



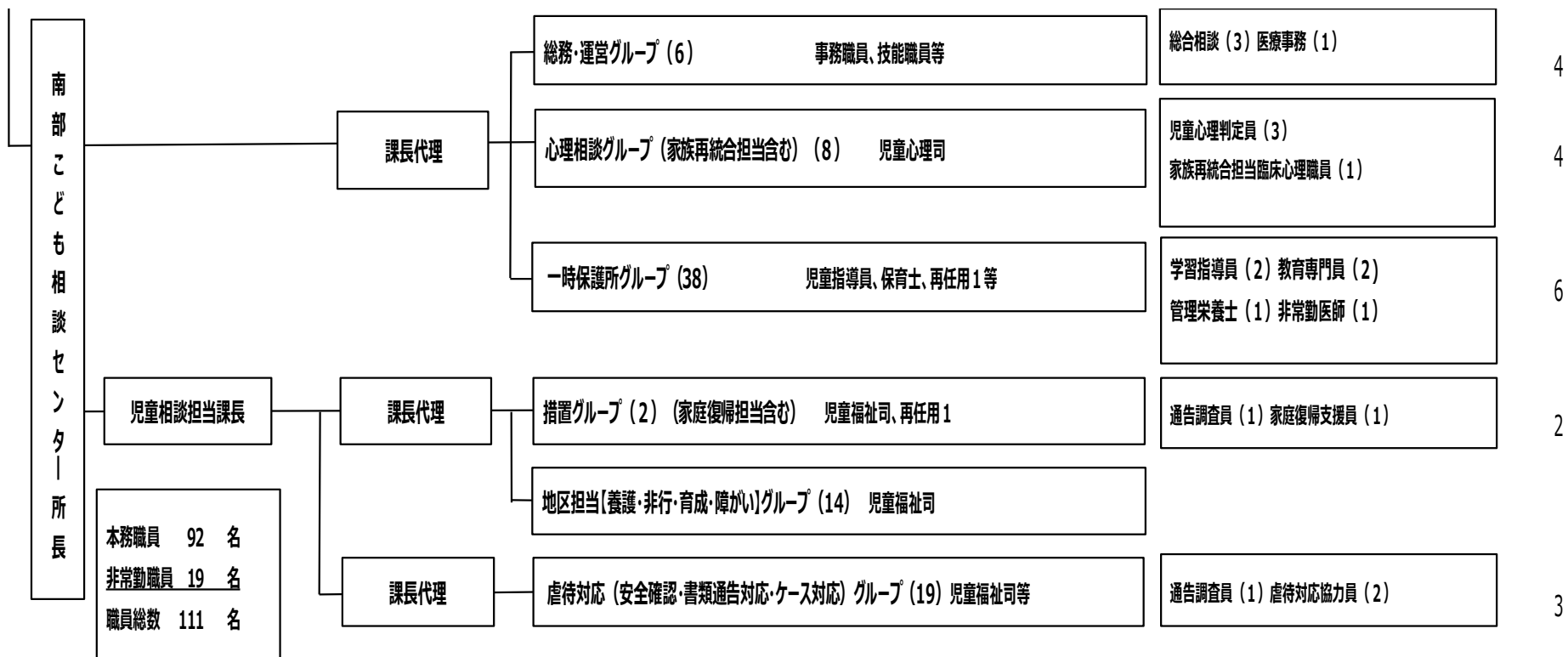
平成30年度実績件数は
延人数

組織図（職員総数 410名、本務職員 288名 非常勤等 122名）令和元年5月1日現在

大阪市こども相談センター（本務職員196名、非常勤職員103名、合計299名）



大阪市南部こども相談センター（本務職員92名、非常勤職員19名、合計111名）



南部非常勤小計 19